

議案第1号

平成25年度木古内町一般会計補正予算（第2号）

平成25年度木古内町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 40,509千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,634,626千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正是、「第4表 地方債補正」による。

平成25年6月13日 提出
木古内町長 大森伊佐緒

第1表 歳入歳出予算補正

【歳 入】

(単位:千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
13. 国庫支出金		207,779	3,300	211,079
	2. 国庫補助金	65,199	3,300	68,499
14. 道支出金		162,087	472	162,559
	2. 道補助金	53,867	472	54,339
17. 繰入金		66,944	31,637	98,581
	1. 基金繰入金	46,851	31,637	78,488
20. 町債		401,200	5,100	406,300
	1. 町債	401,200	5,100	406,300
歳入合計		3,594,117	40,509	3,634,626

【歳 出】

(単位:千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3. 民 生 費		727,916	519	728,435
	1. 社 会 福 祉 費	611,925	519	612,444
8. 土 木 費		242,342	6,661	249,003
	4. 住 宅 費	10,128	6,661	16,789
10. 教 育 費		173,758	27,424	201,182
	2. 小 学 校 費	14,387	22,100	36,487
	4. 社 会 教 育 費	26,978	5,324	32,302
11. 災 害 復 旧 費		892	5,905	6,797
	1. 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	892	2,205	3,097
	2. 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費	0	3,700	3,700
歳 出 合 計		3,594,117	40,509	3,634,626

第4表 地方債補正

(単位:千円)

起債の目的	補正前			補正後			償還の方法
	限度額	起債の方法	利 率	限度額	起債の方法	利 率	
臨時財政対策債	149,000	証書借入 又は 証券発行	年5.0% 以 内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる政 府資金及び 地方公共團 体金融機構 資金につい て、利率の見 直しを行った 後において は、当該見直 し後の利率)	149,000	証書借入 又は 証券発行	年5.0% 以 内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる政 府資金及び 地方公共團 体金融機構 資金につい て、利率の見 直しを行った 後において は、当該見直 し後の利率)	政府資金についてはその融資 条件により、銀行その他につい ては当該借入先と協定するもの とする。 ただし、町財政の都合により据 置期間及び償還期限を短縮し、 もしくは繰上償還又は低利債に 借換えすることができる。
過疎地域自立促進特別事業債	60,800			60,800			
新幹線整備事業債	132,400			132,400			
水産業施設整備事業債	9,400			9,400			
道路整備事業債	5,500			5,500			
駐車場整備事業債	28,000			28,000			
消防施設整備事業債	4,000			4,000			
体育施設改修事業債	12,100			12,100			
防災対策事業債	0			5,100			
計	401,200			406,300			

平成25年度 木古内町一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

【歳入】

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	合計
13. 国庫支出金	207,779	3,300	211,079
14. 道支出金	162,087	472	162,559
17. 繰入金	66,944	31,637	98,581
20. 町債	401,200	5,100	406,300
歳入合計	3,594,117	40,509	3,634,626

【歳 出】

(単位:千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	
				特 定 財 源				
				国道支出金	地 方 債	そ の 他		
3. 民 生 費	727,916	519	728,435	472			47	
8. 土 木 費	242,342	6,661	249,003	3,300			3,361	
10. 教 育 費	173,758	27,424	201,182		5,100		22,324	
11. 災 害 復 旧 費	892	5,905	6,797				5,905	
歳 出 合 計	3,594,117	40,509	3,634,626	3,772	5,100		31,637	

一般(6)

議案第 2 号

木古内町暴力団排除条例制定について

木古内町暴力団排除条例を別紙のとおり制定する。

平成 25 年 6 月 13 日 提出
木古内町長 大森 伊佐緒

木古内町暴力団排除条例

(目的)

第1条 この条例は、木古内町（以下「町」という。）からの暴力団の排除についての基本理念を定め、町、町民及び事業者の役割を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本的施策となる事項を定めることにより、町、町民及び事業者が一体となって暴力団の排除を推進し、もって地域経済の健全な発展に寄与するとともに町民の安全で平穏な生活の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団関係事業者 暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。
- (4) 町民 町内に住所を有する者、居住する者、勤務する者、在学する者及び地域活動団体等をいう。
- (5) 事業者 町内において商業、工業その他の事業活動を行う者及び町内に所在する土地又は建築物等を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (6) 町民等 町民及び事業者をいう。
- (7) 暴力団の排除 暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる町民の生活又は事業活動に生じた不当な影響を排除することをいう。

(基本理念)

第3条 暴力団の排除は、社会全体として、暴力団が町民の生活及び社会経済活動に不当な影響を与える存在であることを認識したうえで、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として推進されなければならず、町、町民等、関係機関及び関係団体による相互の連携及び協力のもとに推進されなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、暴力団排除に関する施策を実施する責務を有する。

- 2 町は、前項の施策の実施にあたっては、北海道（以下「道」という。）及び北海道警察（以下「警察」という。）並びに法第32条の3第1項の規定により北海道公安委員会から北海道暴力追放運動推進センターとして指定を受け

た者その他関係する機関及び団体と緊密な連携をしなければならない。

3 町は、道が行う暴力団排除に関する施策について、必要な情報の提供その他必要な支援を行う。

4 町は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、警察その他の関係行政機関に対し、当該情報を提供するものとする。

(町民及び事業者の責務)

第5条 町民は、基本理念に基づき、暴力団排除のための活動に自主的かつ相互的に連携して取り組むとともに、町が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念に基づき、その行う事業（事業の準備を含む。以下同じ。）に関し、暴力団との関係を遮断し、暴力団を利することとならないようになるとともに、町が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

3 町民等は、暴力団排除に資すると認められる情報を取得したときは、町、警察その他の関係行政機関に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

(町の事務事業における措置)

第6条 町は、その発注する建設工事その他の町の事務又は事業（以下「町の事務事業」という。）により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団関係事業者を、町が実施する入札に参加させないなど、必要な措置を講ずるものとする。

2 町は、町の事務事業に関する契約の相手方に対し、下請けその他の当該契約に関連する契約の相手方（以下「下請契約等に相手方」という。）から暴力団員又は暴力団関係事業者を排除するために必要な措置を講ずるよう義務付けるものとする。

3 町は、町の事務事業に関する契約の相手方に対し、当該契約に係る業務の遂行にあたって暴力団員又は暴力団関係事業者から事実関係及び社会通念等に照らして合理的理由が認められない不当又は違法な要求若しくは適正な履行を妨げる妨害（以下「不当介入」という。）を受けたとき、又は、下請契約等の相手方が当該下請契約等に係る業務の遂行にあたって暴力団員又は暴力団関係事業者から不当介入を受けたことを知ったときは、町に報告するとともに、警察に通報するなど、必要な協力をを行うよう義務付けるものとする。

4 町は、町の事務事業に関する契約の相手方が、前項の規定に基づき当該契約において定められた義務に違反したときは、当該契約の相手方について、町が実施する入札に参加させないなど、必要な措置を講ずるものとする。

(公共施設の利用の不許可等)

第7条 町長、教育委員会及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「町長等」という。）は、公共施設（町が設置し、又は管理する施設（附属施設を含む。）という。）が、暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公共施設の利用を許可しないものとする。

2 町長等は、既に公共施設の利用を許可している場合において、当該利用が暴力団の活動に利用されていると認めるときは、当該許可を取り消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。

（町民等に対する支援）

第8条 町は、町民等が暴力団又は暴力団員に対する訴訟の提起その他の暴力団の排除のための活動に自主的かつ相互的に連携して取り組むことができるよう、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 町は、町民等が安心して暴力団の排除のための活動に取り組むことができるよう警察と緊密に連携し、その安全の確保に配慮するものとする。

（青少年に対する教育等のための措置）

第9条 町は、学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校をいう。）において、その生徒が暴力団排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団による犯罪の被害を受けないための教育が必要に応じて行われるよう適切な措置を講ずるものとする。

2 町は、青少年の育成に携わる者が前項の教育を行うために必要な指導、助言その他の適切な措置を講ずることができるよう、その者に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

（広報及び啓発）

第10条 町は、町民等が暴力団の排除の重要性についての理解を深めるとともに、暴力団の排除のための活動に自主的、かつ、相互の連携協力を図って取り組むことができるよう、暴力団の排除の気運を高めるための集会を開催するなど、広報及び啓発を行うものとする。

（暴力団の威力を使用することの禁止）

第11条 町民等は、債権の回収、紛争の解決等に関し暴力団員等を利用すること、自己が暴力団と関係があることを認識させて相手方を威圧することなど、暴力団の威力を利用してはならない。

（利益供与の禁止）

第12条 町民等は、暴力団の威力を利用する目的又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、金品その他財産上の利益の供与をしてはならない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。
(木古内町公共施設の暴力団排除に関する条例の廃止)
- 2 木古内町公共施設の暴力団排除に関する条例（平成8年条例第2号）は、廃止する。

議案第 3 号

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する協議
について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更するため、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

平成 25 年 6 月 13 日提出
木古内町長 大森 伊佐緒

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約
北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約(昭和43年5月1日地方第722号指令許可)の一部を次のように変更する。

別表第1に「北空知圏学校給食組合」を加える。

附 則

この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

議案第4号

北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更するため、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

平成25年6月13日提出
木古内町長 大森 伊佐緒

北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約
北海道市町村総合事務組合規約（平成7年3月7日市町村第1973号指令）
の一部を次のように変更する。

別表第1中 「空知総合振興局 (34)」 を 「空知総合振興局 (35)」 に改め、

「空知中部広域連合」の次に「、北空知圏学校給食組合」を加える。

別表第2第9項中「空知中部広域連合」の次に「、北空知圏学校給食組合」を
加える。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定
による総務大臣の許可の日から施行する。

議案第 5 号

木古内町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

木古内町過疎地域自立促進市町村計画の一部を別紙のとおり変更したので、過疎地域自立促進特別措置法(平成 12 年法律第 15 号)第 6 条第 7 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 25 年 6 月 13 日提出
木古内町長 大森 伊佐繕

7 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア. 学校教育

木古内町は少子化の影響により児童・生徒が年々減少し、平成15年に札苅小学校・泉沢小学校・釜谷小学校を木古内小学校に統合、平成23年には、鶴岡小学校が木古内小学校へ統合となる。また、平成23年度末を以て、木古内高校が閉校となることから、町の学校は小学校1校と中学校1校の2校となる。

義務教育については、少子化の進行する厳しい状況でも、各校の教育方針に基づき教職員一丸となって児童・生徒の健全育成に取り組み、個々の基礎知識を高めることに力が注がれている。また、吹奏楽や陸上競技などの文化・スポーツ活動も積極的に行われている。

学校完全週5日制や新学校指導要領の実施により、個性を活かした教育が重要視されているため、各学校における教育課程の弾力化や指導方法の改善と併せ、地域の歴史や文化などを活かした教育環境を整備し、特色ある学校づくりを進める必要がある。

高等学校は、道立木古内高等学校が半世紀以上にわたる歴史と伝統を誇り、7,000名以上の卒業生を送り出しているが、少子化の影響により全道の道立高校も著しく生徒数が減少し、適切な高校教育の実現が困難であるとの判断から、北海道が公立高等学校配置計画を公表した。その中で木古内高校は、平成23年度の卒業生を以て閉校することになる。町に高校がなくなることで、高校進学者は必然的に近隣町への通学を余儀なくされるが、通学に対するしっかりととしたサポート体制や支援対策は講じていかなければならない。

また、閉校や統合に伴う学校校舎の後利用については、地域への愛着と歴史を刻み続けた経緯をしっかりと受け継ぎ、有効活用を図るうえで住民との十分な議論を踏まえ取り組んでいく必要がある。

学校組織及び施設状況

(平成22年度学校基本調査)

学校別	児童生徒数	学級数		教職員数			校舎構造	校舎面積	屋体の有無	職員住宅の数	地域指定	建設改築年度
		単	複	一般	養護	職員						
小学校	木古内	188	7	0	12	1	3	16	R C 3階	3,266	有	8
	鶴岡	8	1	2	4	0	1	5	R C 平屋	1,235	有	2
	小計	196	8	2	16	1	4	21		4,501		10
中学校	124	5	0	15	1	3	19	R C 3階	5,047	有	5	指定なし S42年
合計	320	13	2	31	2	7	40		9,548		15	

イ. 社会教育

木古内町の社会教育は、各年齢層の組織及び一般住民を対象に、青少年の他市町村との交流やリーダー育成事業、自然体験事業、各種講座、地域社会学級、高齢者大学など、乳幼児の家庭教育から高齢者まで様々な取り組みがなされている。一方で、生活水準が向上し、都会化が進み、核家族化や地域コミュニティの非組織化が拡大する傾向にあるため、住民自らが地域に目を向け、そこに暮らす人々がお互いに助け合い、協力し合う環境づくりが重要である。

未来に大きな可能性を秘めた青少年には、地域活動に自ら積極的に参加できる社会的学習の場の提供が重要で、そのためにも、地域ボランティアに対する参画意識の高揚と各分野における計画的なリーダー養成が必要となっている。

また、高齢者比率が高い木古内町は、高齢者が楽しく充実した人生を送るために、社会環境整備が求められており、全ての住民が集まる空間づくりや地域ボランティア意識を高め、地域を

挙げて積極的にまちづくりに参画することが重要となっている。

ウ. 生涯学習

今日の社会情勢は、国際化、情報化、少子高齢化などが急速に進展しており、木古内町においても、乳幼児から高齢者まで、日常生活の充実のために求められるニーズは、多種多様なものがある。これらのニーズに応えるため、地域・家庭・学校等が連携し、地域性や歴史・文化が活かされ、個々の学習意欲に応じた生涯学習指針の策定が必要となっている。同時に、住民が既存施設をより活用しやすくするため、世代を超えて交流できる新たな拠点施設の整備も必要になる。

また、生涯学習の推進体制の確立には、地域住民の横断的な参加とその主体性が必要不可欠になるので、児童・生徒、青少年、高齢者、女性団体などのリーダー育成が重要な課題である。

さらに、「北の大地の福祉都市」を目指すため、地域ボランティアの推進、高齢者の経験と知識を活かした人材活用、地域循環型のコミュニティビジネスの創出などに向け、地域を挙げた生涯学習への取り組みが重要となっている。

(2) その対策

ア. 学校教育

学校・家庭・地域が緊密に連携し、あらゆる場面において子どもたちが自ら課題を見出し、考え、問題を解決していく資質や能力を高める教育を推進する。また、地域の自然、歴史、文化に触れることにより郷土意識を高め、生活体験や自然体験などの機会を与えることで、美しいものや自然に感動する心を養うとともに、生命の尊さを自覚できる教育に努める。

① 児童・生徒一人ひとりに対応した学習指導を進めるとともに、英語指導助手を招致し進展する国際化に対応するため、言語や文化についての体験的な理解を深め、国際理解教育の推進に努める。また、児童・生徒を教育する立場の教職員の資質向上を図るため、各種研修会への参加を奨励する。学習以外に人間として道徳教育を充実させ、人間性豊かな児童・生徒の育成に努める。

学校評議員制度の導入などにより、開かれた学校づくりを進め、学校教育と社会教育の融合により教育の効率化を図る。

② 学校施設の環境整備計画を策定し、教育環境の整備を図る。また、放課後には生涯学習の場として地域に開放する。

教材、教具コンピュータ等を計画的に整備し、コンピュータ指導者も育成する。

地域の歴史や文化に触れ、活用する教育環境づくりを推進するため、民間住宅の活用なども含め、教職員の居住環境整備を図る。

③ 道立木古内高校の閉校後、近隣町への通学を余儀なくされる高校進学希望者に対する支援制度の整備を図る。

イ. 社会教育

多様化・高度化している住民の学習ニーズを的確に把握し、幼児から高齢者まで全ての住民が郷土に誇りを持ちながら有意義な人生を送り、未来ある地域とそこに生活する人々の触れ合いの喜びを実感できる社会教育環境づくりを目指す。

① 親子で自然体験やボランティア活動などが可能な諸活動機会の拡充、家庭教育に関する学習機会の充実を図る。また、PTA活動などの各種団体・グループ間の連携を図りながら研修を奨励し支援する。

② 地域や住民による子育て支援システムの整備を図り、地域全体で社会環境整備づくりを推進する。

- ③ 青少年の国際交流や国内派遣事業などの学習機会の充実、郷土の歴史・文化活動や野外活動を通して青少年団体活動の交流機会の活性化を図る。
- ④ 学校完全週5日制に対応するため、学校外活動の機会を提供し、参加を奨励する。また、地域づくりのために、リーダー養成と地域活動機会の提供を図る。
- ⑤ 住民ニーズに合った各種講座の開設や情報提供の充実、各生涯学習関連施設と連携協力を図りながら、公民館を核とした学習機会の提供に努める。
- ⑥ 高齢者の生きがいと健康づくりに関する学習機会の拡充を図る。また、高齢者が培ってきた郷土の歴史や文化を継承するため、世代間交流を充実させる。
- ⑦ 地域の歴史や文化を活かした活動を積極的に推進し、まちづくりやボランティア活動に取り組む環境整備を図る。

ウ. 生涯学習

少子高齢社会を迎えた今日、幼児から高齢者まで全ての住民が充実した生活を送るため、各世代のニーズに応じた木古内町独自の地域性や歴史・文化を活かした生涯学習の体制整備を推進する。

- ① 生涯学習推進組織を設置し、住民が等しく学び合える生涯学習推進計画の策定に努める。
- ② 世代を超えて交流できる地域活動拠点としての生涯学習施設の整備拡充を図る。

(3) 計画

次表による。

事業計画（平成22年度～27年度）

活性化 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
6.教育の振興	(4)過疎地域自立促進特別事業		
		<p>指定校通学支援事業</p> <p>地元の道立木古内高校が、平成24年3月をもって閉校となつたため、町内の高校進学希望者は他市町の高校へ進学せざるを得なくなつた。</p> <p>通学するためには、高校所在市町村に居住するか、自宅から公共交通機関を利用し通学するかのいずれかとなるが、保護者に多額の経済負担が伴うこととなる。</p> <p>このため、町が指定した高校に通学する場合の通学定期券の購入に対し町が一部を助成することで、安定的な教育の場を確保する。</p>	木古内町

報告第 1 号

平成 24 年度木古内町一般会計歳出予算の繰越明許費について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条の規定により繰り越された平成 24 年度木古内町一般会計歳出予算について、同法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により、別紙のとおり報告する。

平成 25 年 6 月 13 日 提出
木古内町長 大森 伊佐緒

平成24年度 線越明許費線越計算書

会計名 一般会計
(単位:円)

款	項	目	節	事業名	予算額 (1)	支出負担行為額 (支出額・予定額) (2)	残額 (1)-(2)	翌年度繰越額	左の財源内訳							
									既収入特定財源			未収入特定財源	一般財源			
									国・道支出金	地方債	その他					
8. 土木費	2. 道路橋梁費	1. 道路維持費	13. 委託料	町道舗装修繕事業	1,000,000	0	1,000,000	1,000,000				650,000		350,000		
		2. 道路新設改良費	13. 委託料	木古内駅自由通路拡幅事業	72,100,000	8,181,047	63,918,953	63,918,000					63,918,000			
			15. 工事請負費	町道双葉線改良舗装事業	15,000,000	0	15,000,000	15,000,000				15,000,000				
	3. 都市計画費	3. 都市計画整備費	13. 委託料	木古内駅周辺整備事業	16,500,000	0	16,500,000	16,500,000				6,600,000	9,900,000			
			15. 工事請負費		79,000,000	0	79,000,000	79,000,000				31,600,000	47,400,000			
			17. 公有財産購入費		244,250,000	171,679,111	72,570,889	72,570,000				63,602,000	8,900,000	68,000		
			22. 福徳・補填 及び賠償金		163,500,000	90,393,343	73,106,657	73,106,000				66,002,000	7,100,000	4,000		
					合計	591,350,000	270,253,501	321,086,499	321,094,000	0	0	0	183,454,000	73,300,000	63,918,000	422,000